

昨年度までの検討経過及び本年度の進め方について

令和 4 年 8 月 2 9 日
内閣府防災

○「防災分野における個人情報の取扱い指針」については、過去の災害における個人情報を取り扱った事例なども踏まえ、**災害対応を行う自治体の判断の一助となるような内容**を記載することを旨とする。
(災害の種別・規模や、自治体職員が直面する災害業務等によって、災害対応に必要な個人情報の活用範囲は変わりうることに加え、活用判断をするのは自治体の長である。)

昨年度時点での指針の構成案

指針の位置づけ

<自治体業務全般に係る個人情報の取扱い>

<災害対応等における個別制度での個人情報の取扱い>

○個人情報保護法

- ・ガイドライン（行政機関等編）
- ・事務対応ガイド（行政機関等向け）

○災害対策基本法

- ・被災者台帳の作成等に関する実務指針
- ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

<災害対応等の防災分野における自治体業務に係る個人情報の取扱い>

○個人情報保護法

-防災分野における個人情報の取扱いに関する指針

防災分野で起こりうる事例を盛り込むことにより、自治体が迅速に災害対応等を行うことを目指す

1. 利用目的の特定等（法第15条、第16条）

（利用目的の特定）
法第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。
2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的に関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
（利用目的による制限）
法第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することによって個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に定める当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱うことはならない。
3 前二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
一 法令に基づく場合
二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
三 公衆衛生の向上又は防災業務の円滑な実施のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

1. 改正個人情報保護法の条文

・防災分野における業務を実施するにあたり、特に関係すると考えられる法令の条文を記述

2. 対応シーン

・自治体が災害時に個人情報を取り扱うシーン

3. 懸念や課題

・自治体が個人情報を取り扱う上での懸念や課題

4. 対応方針

・3の懸念や課題に対する対応指針を解説

（1）利用目的の特定及制限
医療・介護関係事業者が医療・介護サービスを提供する患者・利用者から個人情報を取得する場合、当該個人情報を患者・利用者に対する医療・介護サービスの提供、医療・介護保険事務、入退院等の医療管理などで利用することは患者・利用者にとって明らかと考えられる。
この以外で個人情報を利用する場合は、患者・利用者にとって必ずしも明らかでない利用目的とはいえない。この場合は、個人情報を取得するに当たって明確に当該利用目的の公表等の措置が講じられなければならない。（注2、参照）
医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的は別表2-1に開示されるものであり、医療・介護関係事業者は、これらを参考として、自らの業務に照らして追加が必要とされるものを特定して公表（「目的開示等」）しなければならない。（注2、参照）
また、別表2-1に掲げる利用目的の範囲については、法第15条第2項に定める利用目的の変更を行うことができると考えられる。ただし、変更された利用目的については、

出典：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会／厚生労働省）

7

○個人情報保護法

- ・ガイドライン（行政機関等編）
- ・事務対応ガイド（行政機関等向け）

自治体を利用する際は、個人情報保護法に関する条文の解釈等は、通則としてのガイドライン等を参照し、具体的な事例については「**防災分野における個人情報の取扱い指針**」を参照する形で相互補完

○防災分野における個人情報の取扱い指針

- ・「指針主旨」
- ・「基本的な考え方」
- ・「事例※毎の対応方針」
等を記載した構成を想定。

※14の防災業務に紐付く事例

防災分野における個人情報の取扱指針策定までの流れ（案）

① 第2回検討会で論点となる防災業務案を提示

② 論点毎に具体的な事例を精査

③ 指針で整理すべき個人情報の具体的取扱いをリストアップし、その必要性・妥当性を関係法令との関係も踏まえて整理

④ 事例ごとの論点を検討会で議論

⑤ ④を踏まえて事務局にて指針案について議論
※関係各法に係る論点に関しては各所管省庁に相談

⑥ ⑤を踏まえて指針案について検討会で議論

⑦ ⑥を踏まえて指針案を策定

⑧ パブリックコメントを実施

⑨ 指針策定

⑩ 自治体への周知

⑪ 改正個人情報保護法の施行開始
(2023/4～)

R3年度の調査結果等
(自治体アンケート等)

第3回検討会：8/29（本日）
第4回検討会：9/30
第5回検討会：10/27

第6回検討会：11/29
第7回検討会：12/21

1月を予定

1～2月

2月末

2～3月（説明会形式を予定）

検討会

検討会

※適宜地方自治体と協議の上、指針を策定する。

地方公共団体が取り扱う個人情報について

■ 地方公共団体が取り扱う個人情報は、主に個人情報保護法第5章の規定が適用される。

情報の保有主体（取得・提供元）

↓
個人情報
本人又は自治体の他部署等からの提供
・適正な取得（法第64条）

情報を取り扱う主体（主管部局・責任者）

情報を取り扱う主体が留意すべき事項

取得

- ・利用目的の特定（法第61条第1項）
- ・利用目的の明示（法第62条）
※例外規定あり
- ・不適正な利用の禁止（法第63条）

情報の項目

取り扱う情報の項目は何か。

利用目的（当初）

情報の保有主体における、個人情報の利用目的は何か。

取得方法（根拠）

情報を取り扱う主体が、情報の保有主体から個人情報を取得する根拠は何か。

本人同意・住民説明 等

必要に応じて、本人の同意が得られているか。

保有

- ・利用目的の範囲内の保有（法第61条第2項）
- ・正確性の確保（法第65条）

利用又は提供

- ・利用目的内の利用又は提供（法第69条第1項）
- ・利用目的外の利用又は提供（法第69条第2項）※例外規定あり
- ・保有個人情報の提供を受ける者に対する措置（法第70条）
- ・利用目的の変更（第61条第3項）

取り扱い方法

- ・内部利用の場合、特定の部局、機関、職員に限られているか。
- ・外部提供の場合、必要な措置を求める必要があるか。又、必要な措置を求めているか。

提供先（関係機関等）

- ・内部利用か、外部提供か。
- ・外部提供の場合、他の行政機関・独法への提供か、それ以外への提供か。

取り扱う目的/必要性

- ・政策目的を実現するため個人情報の扱いが必要不可欠か（基本原則1）
- ・法令の定める所掌事務または業務の遂行に必要なのか（2号、3号の場合）
- ・行政機関・独法以外への提供の場合、明らかに本人の利益になるのか、特別の理由があるか（4号の場合）

管理

- ・安全管理措置等（法第66条、第67条）
- ・漏えい等の報告等（法第68条）

安全管理措置

- ・内部利用の場合、必要かつ適切な安全管理措置がとられているか（法第66条）
- ・他の行政機関・独法（3号）、行政機関・独法以外（4号）への提供の場合、必要な措置を求めているか（法第70条）
- ・必要かつ適切な安全管理措置がとられているか（基本原則5）